

■第4次千曲市地域福祉計画策定について

1. 計画の概要

第4次地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する計画で、地域共生社会の実現を目指す保健福祉分野の行政計画

本市における福祉課題を踏まえ、市民と関係機関等との協働によって地域福祉を推進するため、地域福祉のあり方や取り組み、役割分担などを定める。

○計画期間：令和9年度から令和13年度（5ヵ年）

※次期（第4次）計画は、総合計画の1年前に策定する計画年度となっていたことから、次期総合計画との整合を図り、策定作業を進めるため、現行（第3次）計画（令和7年度終了）を1年間延長。

2. スケジュール

日 付	内 容
R8.5	◆計画策定委員候補者選任
R8.5	●部長会議 報告（スケジュール等）
R8.6	●議会（社会文教常任委員会）へ報告（スケジュール等）
R8.6	◆第1回地域福祉推進委員会・地域福祉計画推進委員会（第3次計画進捗状況等）
R8.8	◆第1回策定委員会（委嘱・正副会長・計画趣旨説明等）
R8.8～10	◆幹事会（素案作成・庁内計画案意見聴取）
R8.11	◆第2回策定委員会（素案内容の検討）
R8.11	●部長会議 報告（素案・パブコメ等）
R8.12	●議会（社会文教常任委員会）へ報告（素案・パブコメ）
R8.12	●パブリックコメント（1か月）
R9.1	●計画案を作成（パブコメ結果の反映）
R9.2	●第3回策定委員会（計画案の最終決定・計画完成）
R9.3	●議会（社会文教常任委員会）へ報告（計画完成）
R9.4	●ホームページへ公表